

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 4月21日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：39件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	漏えい燃料調査用気体廃棄物処理系高感度排ガスモニタ無停電電源装置に「ALARM/OVERLOAD」ランプの点灯が認められたため、当該回路を点検・修理	D	
2	2号機	原子炉建屋換気空調系冷却装置冷水差温度演算器点検において、出力信号不良が認められたため、当該計器を修理	D	
3	2号機	原子炉建屋地階高圧注水系タービン室床面より地下水のリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
4	2号機	気体廃棄物処理系排ガスフィルタ点検において、上蓋ボルト固定部ラグに損傷（2箇所）が認められたため、当該部を修理	C	
5	2号機	循環水ポンプ（A・B・C）及び取水設備スクリーン洗浄ポンプ（B・C・D）点検において、ポンプケーシングに腐食が認められたため、当該ケーシングを修理	D	
6	2号機	循環水ポンプ（A・B・C）モータ冷却水配管及び他給水配管サポート点検において、配管に腐食が認められたため、当該配管を修理	D	
7	3号機	廃棄物処理建屋2階機器除染槽南側天井部より雨水の浸入が認められたため、当該部を点検・修理	D	
8	3号機	タービン建屋タービン補機冷却系熱交換器エリア換気空調系局所空調機のフィルタに目詰まりが認められたため、当該フィルタを交換	D	
9	3号機	タービン建屋換気空調系排風機点検において、排風機（B）出口ダクトに一部損傷が認められたため、当該部を修理	C	
10	3号機	タービン建屋1階タービン補機冷却系熱交換器エリア東側壁面配管貫通部より雨水の浸入が認められたため、当該部を点検・修理	D	
11	3号機	タービン建屋地階復水脱塩装置再生塔入口上部の電線管貫通部より雨水の浸入が認められたため、当該部を点検・修理	D	
12	3号機	廃棄物処理建屋1階大物搬入口脇非常扉より雨水の浸入が認められたため、当該部を点検・修理	D	
13	3号機	タービン建屋2階サービス建屋空調機室北側防護扉より雨水の浸入が認められたため、当該部を点検・修理	D	
14	4号機	不活性ガス系圧力変換器交換において、計装ラックフェンス下部のストッパーとストッパーガイドに左手人差指を挟まれたため、対応検討	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	4号機	非常用ディーゼル発電機（A）駆動用ディーゼル機関過給機（反発電機側）浸透探傷検査において、ケーシングに指示模様が認められたため、当該部を交換	C	
16	4号機	取水設備スクリーン装置洗浄弁点検（9台）において、弁体・弁棒及び駆動機構に腐食が認められたため、当該部を修理	D	
17	4号機	非常用ディーゼル発電機（A）駆動用ディーゼル機関過給機（発電機側）浸透探傷検査において、シュラウドリング指示模様が認められたため、当該部を交換	C	
18	4号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ（B）振動記録計点検において、動作不良が認められたため、当該記録計を修理	D	
19	4号機	廃棄物処理建屋換気空調系給気ファンのフィルタに目詰まりが認められたため、当該フィルタを交換	D	
20	5号機	高圧復水ポンプ（A・B）油冷却器チューブ渦流探傷検査において、閉止栓施工推奨チューブ（A：1本、B：2本）が認められたため、閉止栓を施工	D	
21	5号機	中央操作室換気空調系ブースタファン（A）試運転において、再循環A系チャコールフィルタ差圧計検出配管に誤接続が認められたため、当該検出配管の修理	C	
22	5号機	廃棄物処理系廃液中和タンク（A）出口弁の開閉表示用リミットスイッチの動作不良（全閉でランプが両点灯）が認められたため、当該スイッチを点検・修理	D	
23	5号機	純水移送ポンプ（A）ベント弁（1）にシートパス（1滴/秒）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
24	5号機	原子炉格納容器除湿冷却系膨張タンク補給水弁にシートパス（鉛筆の芯1本程度）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
25	5号機	ディーゼル駆動消火ポンプ出口配管ドレン弁配管溶接部より水のリーク（1滴/5秒）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
26	5号機	廃棄物処理建屋2階東側壁面排気ダクト貫通部より雨水の浸入が認められたため、当該部を点検・修理	D	
27	5号機	主蒸気ラインプラグ取外作業において、燃料交換機と南側異物混入防止用手摺りを固縛していた区画用ロープが、燃料交換機の移動により手摺りが引っ張られ変形（4箇所）したため、当該手摺りを修理	C	
28	6号機	使用済燃料プール内異物混入防止用手摺りの支柱の溶接箇所割れが認められたため、当該箇所を点検修理	D	
29	6号機	東側屋外トレンチ（油、スチーム処理建屋側）に雨水の浸入による漏えい情報の発生が認められたため、対応検討	D	
30	6号機	廃棄物処理建屋1階雑固体廃棄物常設集積エリア上部空調ダクト貫通部より雨水の浸入が認められたため、当該部を点検・修理	D	
31	6号機	主排気筒付近において、地面の陥没（2箇所）が認められたため、対応検討	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
32	6号機	原子炉建屋地階高圧炉心スプレイ系非常用ディーゼル発電機室入口天井ハッチ部より雨水の浸入が認められたため、当該部を点検・修理	D	
33	6号機	タービン建屋換気空調系南側給気ファン入口フィルタ差圧計に指示不良（ダウンスケール）が認められたため、当該差圧計を点検・修理	D	
34	6号機	原子炉建屋6階東側壁面ブローアウトパネルより雨水の浸入が認められたため、当該部を点検・修理	D	
35	6号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット建屋に雨水の浸入が認められたため、当該部を点検・修理	D	
36	6号機	超高圧開閉所東側シャッターより雨水の浸入が認められたため、当該部を点検・修理	D	
37	集中環境施設	シャワードレン処理系シャワードレンろ過器（B）出口側逆止弁に開固着が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
38	集中環境施設	可燃性雑固体焼却設備（B）制御電磁弁用エキゾーストクリーナドレンコックに油の滲みが認められたため、当該部を点検・修理	D	
39	その他	使用済燃料共用プール設備機器ドレン廃液受タンク及びシャワードレン廃液受タンクレベル記録計の印字機構に印字不良が認められたため、当該部を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで